

質問 1-8 大戸川ダムの建設が瀬田川洗堰の全閉操作解消の必要条件となるのでしょうか。

(回答)

- 瀬田川洗堰の全閉操作の解消にあたっては、全閉した状態において必要とされている対策の全てが完了していることが、下流から求められていることです。このことは淀川水系河川整備基本方針(以下、基本方針と言う。)策定の時点で関係 6 府県知事の了解のもと合意されています。
- 平成 19 年 7 月 5 日の第 70 回河川整備基本方針検討小委員会においては、瀬田川洗堰の操作について下流の知事より、「まず宇治川において所要の堤防等の整備、それから天ヶ瀬ダムの再開発、あるいは大戸川ダムなどの整備を行った後とすること、それから下流に影響を及ぼさない範囲とすること、それから下流河道で堤防の決壊等による甚大な被害の恐れがある場合には全閉操作も行う、こういう事柄が今回の操作見直しの基本的な考え方であるということをまず確認をさせていただきたいと思えます。」との発言がありました。
- そのため、基本方針本文において、「所要の堤防等の整備や洪水調節施設の整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わない。」と書かれています。
- 大戸川ダムがなければ、関西電力(株)所有の喜撰山ダムを活用しても天ヶ瀬ダムの容量を超える水が天ヶ瀬ダムに流入するため、瀬田川洗堰は全閉しておく必要があります。
- すなわち、所要の整備をすべて行った後に全閉操作を解消するため、大戸川ダムの整備が全閉操作解消の必要条件となります。
- なお、前述のとおり、基本方針においては、全閉操作を行わないこととするのは、基本方針の所要の整備が行われた後であり、メカニズムとしては、計画流量配分を達成する整備が行われることが条件であるため、大戸川ダムをはじめとする個々のダムの整備状況が全閉操作解消の直接的な条件となるわけではありません。

(参考)平成19年7月27日(金)第28回社会資本整備審議会河川分科会

近藤基本方針検討小委員会長からの報告において以下の発言。

「流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、所要の堤防等の整備や洪水調節施設の整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させること。」と記述いたしました。

全閉解消により、下流のリスクを増大させることはできないため、全閉解消に伴い、下流への流量増が生じないように、洗堰から天ヶ瀬ダムまでの間において、洗堰からの放流量を貯留するための対策を講ずることとしたところでございます。

また、洗堰の全閉解消により、下流においては対応しなくてはならない外力が現計画よりも増大することは確実であり、河川整備基本方針において外力を現計画に付加することとする以上、それまでに至る手順について、基本的な考え方を基本方針で示すことが責務であると考えまして、洗堰の全閉解消は所要の堤防等の整備や、洪水調節施設の整備を行った後としております。

その意味において、私見ではございますが、所要の堤防の整備や洪水調節施設の整備は、淀川本川を含めた下流にかかわるすべての対策をとらえているのではなく、工事実施基本計画、洗堰の操作規則の制定等の経緯を踏まえまして、宇治川改修、天ヶ瀬ダム再開発、大戸川ダムの整備等、洗堰の全閉解消に伴い特に影響の大きい宇治川に係る対策に限定すべきだと考えております。

(関連資料)

- 平成19年7月27日(金)第28回社会資本整備審議会河川分科会 議事録
国土交通省河川局ホームページ
http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/bunkakai/28/index.html

※本質問は、平成20年8月25日に開催された滋賀県議会「琵琶湖淀川水系問題対策特別委員会」において、滋賀県から寄せられた質問に対して近畿地方整備局から回答した内容を中心に整理したものです。なお、現在は時点更新も含め内容を精査しており、最新の情報ではない場合があります。